

1. 趣旨・目的

OBD検査の円滑な施行のためには、整備事業者への周知が重要であるが、これらに加えて、各地域におけるきめ細やかな事業者対応が不可欠である。

具体的には、行政が一方向的に所定の説明を行うだけでなく、事業者の質問・意見・要望を直接聴き、これらに回答するような双方向のコミュニケーションを行うとともに、地方運輸局自動車技術安全部長等が、これらの事業者の意見を正しく踏まえ、適切かつ丁寧に対応することが必要である。

このため、各都道府県において「自動車技術安全部長によるOBD検査意見交換会」を実施する。

2. 実施要領

(1)期 間:令和5年10月～令和6年3月

(2)頻 度:都道府県ごとに2回以上

(3)実施者:自動車技術安全部長等

(4)対象者:参加を希望する整備事業者(詳細は、各都道府県の自動車整備振興会と調整)

(5)実施方法:

- ・ 整備事業者側から質問・意見・要望等を自由発言
- ・ 部長等又は随行者がそれらに1つ1つ丁寧に回答

※ 事業者が意見を述べる時間を十分に設けること